

諏訪湖流域下水道水質監視要領

第1 趣旨

この要領は諏訪湖流域下水道の水質保全及び下水道施設の機能の保全をはかるため、諏訪湖流域下水道維持管理要綱に基づき必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この要領及び要領に基づき定められた手引きにおいて次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 流域下水道管理者

諏訪湖流域下水道管理者

(2) 公共下水道管理者

諏訪湖流域下水道関連公共下水道管理者

(3) 要綱

諏訪湖流域下水道維持管理要綱

(4) 特定事業場等

下水道法第12条の2に定める特定施設を設置する事業場又は条例によって除害施設の設置を義務づけられている事業場

(5) 悪質下水

汚水排除基準に適合しない汚水

(6) 処理困難物質

下水道法施行令第9条の4第1項の各号に掲げる物質

(7) 有害物質

処理困難物のうち下水道法施行令第9条4第1項第1号から第24号に掲げる物質

(8) 共同監視

下水道法第13条に基づき公共下水道管理者が行う立入検査に流域下水道管理者及び流域下水道管理者が管理を委託する者が立会うもの

第3 特定事業場等の届出の報告

公共下水道管理者は下水道法第11条の2第1項または同条第2項の特定施設の使用開始届出があらかじめあった場合、使用開始前にその届出書の一部を流域下水道管理者に送付するものとする。（下水道法25条の10の準用規定にもとづく）

第4 事業場排水対策委員会の設置

1. この要領を適正に運用するための協議機関として要綱第24の趣旨に基づき、「事業場排水対策委員会」を設置する。
2. 事業場排水対策委員会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 公共下水道管理者 担当係長及び担当者
 - (2) 流域下水道管理者 諏訪湖流域下水道事務所長、係長及び担当者
 - (3) 事務局 諏訪湖流域下水道事務所
3. 事業場排水対策委員会で協議した事項のうち重要な事項は維持管理運営協議会幹事会へ諮るものとする。

4. 事業場排水対策委員会では次に掲げる事項を協議する。

- (1) 立入検査の標準的な目標
- (2) 特定事業場等の立入検査計画の調整
- (3) 流域下水道幹線管渠及び公共下水道管渠への汚水調査計画
- (4) 共同監視計画
- (5) 異常排水判定基準
- (6) 事業場排水対策の指針となる要領、手引きの策定
- (7) 届出書類審査指導に係わる指導方法及び届出書類作成案内資料作成
- (8) 事業場排水の接続促進及び悪質下水流入防止のための広報資料作成
- (9) 情報交換、技術研修及び調査研究
- (10) その他要領運用上必要な事項

第5 除害施設の設置等の指導協議

1. 公共下水道管理者は、下水道法又は公共下水道条例に基づき除害施設を設置する事業者から高負荷有機性排水若しくは処理困難物含有排水に係わる届出を受理した場合は必要に応じて流域下水道管理者に協議するものとする。
2. 流域下水道管理者は前項の協議があった場合は届出内容の審査及び事業場内の除害施設の調査等に協力するものとする。

第6 立入検査結果の報告

公共下水道管理者は、特定事業場等の立入検査結果について、実施した月の翌月の末日までに様式第2号により流域下水道管理者へ報告する。

第7 特定事業場等の立入検査計画の報告

公共下水道管理者は、事業場排水対策委員会の協議に基づき年間の特定期間等の立入検査計画を定め、毎年4月末日までに様式1号により流域下水道管理者へ報告するものとする。

第8 行政指導の手引き

公共下水道管理者及び流域下水道管理者は、汚水の排除が不適切に行われている場合には、「下水排除不適正事業場に対する行政指導マニュアル」によりその改善を指示するものとする。

第9 水質料金制度の運用

公共下水道管理者は、特定事業場等の水質測定結果に基づき条例に定められた水質料金制度の適切な運用により、悪質下水の流入の未然防止に努めるものとする。

付則

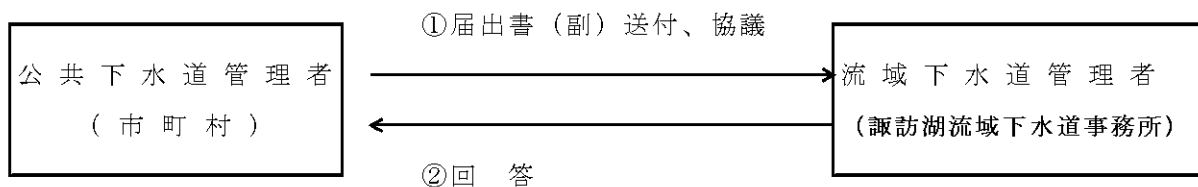
(施工期日)

- 1 この要領は平成 6年4月1日から施行する。
- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。

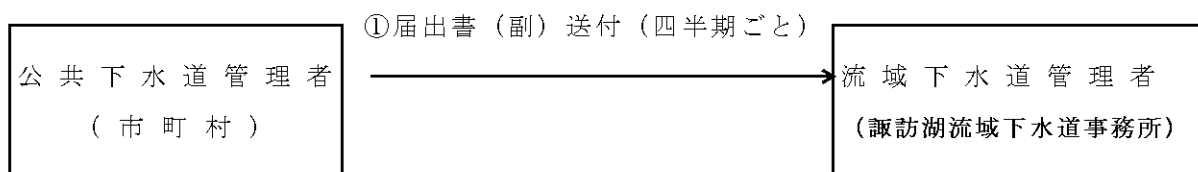
諏訪湖流域下水道水質監視要領

I 特定事業場等の届出の報告（第3条関係）

(1) 第2項（処理困難物・高負荷有機排水事業場に係る事前協議の場合）

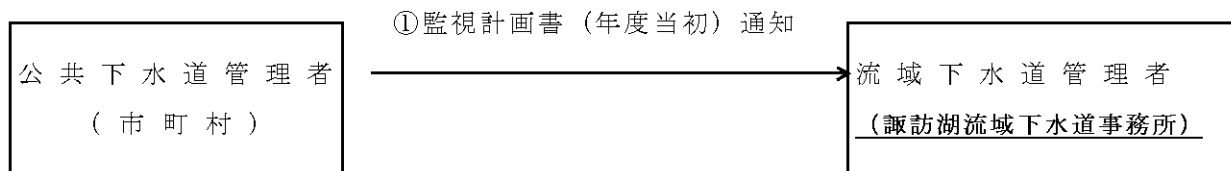


(2) 第1項（第2項以外の事業場の場合）

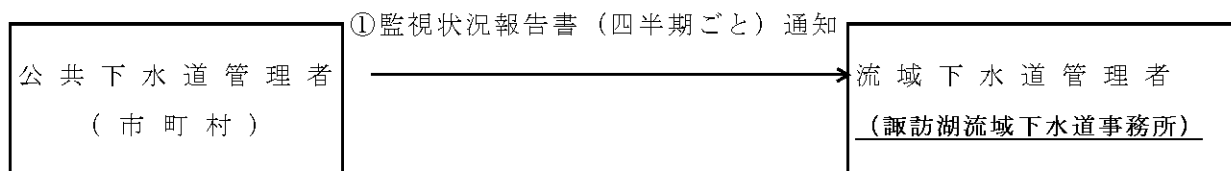


II 特定施設事業場等の監視（第5条関係）

(1) 第1項（監視計画の策定）

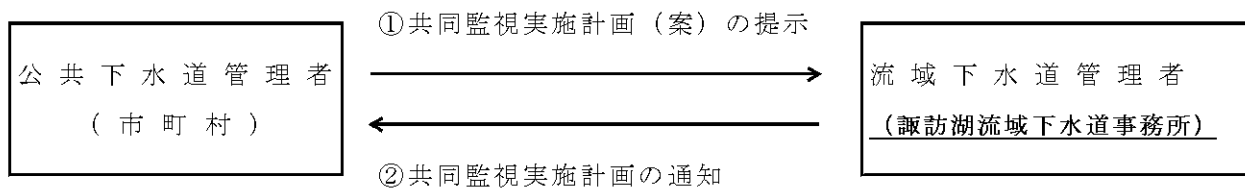


(2) 第4項（監視状況の報告）

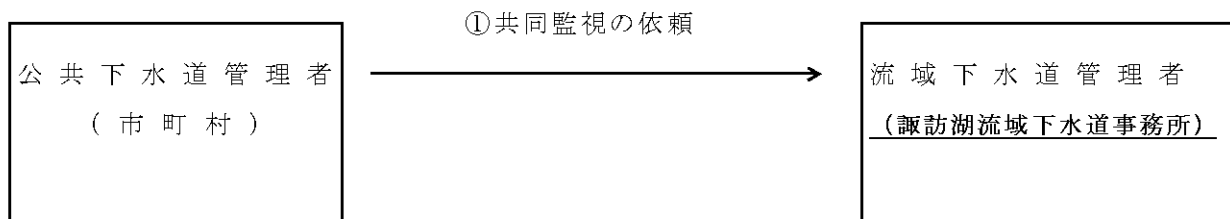


(3) 第3項（共同監視の実施）

a 年間計画で実施するケース



b a 以外のケース



平成 年度特定事業場等監視計画書

立入検査 区 分		対 象 事業所数	第 1 四半期		第 2 四半期		第 3 四半期		第 4 四半期		合 計	
			一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質
特 定 事 業 場	処理困難物排出	50 m ³ /日 以上										
		50 m ³ /日 未満										
	そ の 他	50 m ³ /日 以上										
		50 m ³ /日 未満										
そ の 他 の 事 業 場	500 m ³ /月 以上											
	500 m ³ /月 未満											
合 計												

